

議案第91号

北上市交流センター条例の一部を改正する条例

北上市交流センター条例（平成17年北上市条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
名称	区分	単位	使用料	名称	区分	単位	使用料
[略]				[略]			
鬼柳地区交流センター	[略]	[略]	[略]	鬼柳地区交流センター	[略]	[略]	[略]
	会議室		<u>100</u>		大会議室		<u>200</u>
	和室		<u>200</u>		会議室		<u>100</u>
	[略]		[略]		[略]		[略]
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月28日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

鬼柳地区交流センターの使用区分を変更しようとするものである。